

# 「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案に対する 意見募集結果

- 意見募集期間 : 2021 年 5 月 12 日 (水) から 2021 年 6 月 10 日 (木) まで
- 意見提出件数 : 6 件 (法人・団体 : 3 件、個人 : 3 件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	株式会社 NTT ドコモ
2	ソフトバンク株式会社
3	楽天モバイル株式会社
ー	個人 (3 件)

## 「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<b>全体</b>		
<b>意見 1 本ガイドラインの改正に賛同。</b>		
<p>考え方の整理や対象の明確化等を行う本改正に賛同いたします。</p> <p>このような改正が行われることは、関係する電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者におけるルールの内容についての理解をさらに深めることにより、モバイル市場における電気通信事業者間の公正な競争を促進することに寄与すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<b>意見 2 本ガイドラインの運用方法について、見直しを行うべき。</b>		
<p>総務省「競争ルールの検証に関する WG(第 20 回、2021 年 6 月 9 日)」において、提示された事務局資料によれば、「各事業者がルールの解釈について共通の認識を持つことができるよう、総務省において、必要に応じて、運用ガイドラインの規律の趣旨とともに個別の解釈を関係事業者に周知する等の対応を行うなど、運用面の工夫を行うことも考えられるのではないか。」との方向性が示されています。事業者によってガイドラインの解釈に相違が生じ、公正競争を阻害することのないよう、各事業者が個別に御省へ確認した事項については、迅速に関係事業者へ周知いただけるよう運用方法についてご検討をいただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ いただいた御意見を踏まえ、事業法第 27 条の 3 の適用を受ける指定事業者が「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)の規律の解釈について共通の認識を持つことができるよう、規律の趣旨とともに個別の解釈を関係事業者へ周知する等の対応を行うなど、運用面の工夫を行うことについて検討します。</p>	<p>無</p>
<b>2 定義</b>		
<b>(2) 改正法等における略称等</b>		
<b>意見 3 本ガイドラインにおける「フィーチャーフォン」の定義を修正すべき。</b>		
<p>法改正等における略称等の 7 ページ記載部分「フィーチャーフォン」について、eSIM 利用での「着脱式キーボード付きのタブレット端末」もしくは「別売りキーボードセット付きタブレット型端末」が含まれてしまいます。「着脱ができない」という定義を追加願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>○ フィーチャーフォンの定義は、電気通信事業法報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。)第 1 条第 2 項第 23 号において置かれているものです。</p> <p>○ いただいた御意見は、本ガイドラインではなく報告規則に対する御意見であるため、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<b>5 通信料金と端末代金の完全分離</b>		
<b>(2) ③ 「有利」の判断基準</b>		

意見4 料金プランの値差が通信料金を「有利とする」ことに該当する場合について確認したい。		
<p>電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の5(2)③に規律されている、「有利」の判断基準について、御省より当社に対し、2020年10月下旬及び2020年12月上旬にお示しいただいたご見解につきまして、以下の通り、内容に相違ないか確認いただきたく存じます。</p> <p>同じ小区分内に属する料金プランとして、同じデータ通信容量に対応した固定型の定額制の料金プランを、それぞれ異なる料金で提供することや、複数の固定型の定額制の料金プランの内、より大容量のデータ通信容量に対応した料金プランの方が低廉な料金となることは、「有利とする」には該当しない。</p> <p>異なる料金体系で小区分が異なる場合、同じ条件（注：例えば、同じデータ通信容量）について異なる料金とすることや、より高機能な端末向けの料金プランの料金を安価なものとするのは、「有利とする」には該当しない。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 端末の購入の有無や購入する端末の種別を条件として通信料金の割引を行うことや、端末の購入をした利用者や特定の種別の端末を対象とした割安な料金プランを設定することは、事業法第27条の3第2項第1号の「有利とする」に該当します。</li> <li>○ 「有利」の判断は料金プランの区分及び小区分に基づいて判断します。本ガイドライン5(2)〈具体例〉の2つめにあるとおり、同じ区分に属する料金プランとして、例えば、一定のデータ量に対応した一の料金を設定した固定型の定額性の料金体系と複数の段階のデータ通信容量に対応した複数の段階の料金を設定した変動型の定額性の料金体系とを併せて提供している場合に、特定のデータ量に対応した料金が両方で異なること自体は、「有利とする」には該当しません。</li> <li>○ ただし、本ガイドライン5(2)③イにあるとおり、小区分が異なる場合に、同じ条件（注：例えば、同じデータ通信容量）について異なる料金とすることや、より高機能な端末向けの料金プランの料金を安価なものにすることは、「有利とする」に該当します。異なる料金体系であることをもって、直ちに「有利とする」に該当しないものではありません。</li> </ul>	無
意見5 本改正案で追加されている「ウェアラブル端末」の小区分の対象となる料金プランについて確認したい。		
<p>本規定については、ウェアラブル端末単独で通信が成立するサービス（ウェアラブル端末に付与された固有の電話番号によって音声通話が可能な場合など）が該当するものと理解しています。このため、ウェアラブル端末とスマートフォンをセットで使用するを前提とした一体的なサービス（ウェアラブル端末の音声通話はスマートフォンの電話番号を用いるなど）は該当しない認識です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本ガイドライン5(2)〈具体例〉の5つめにあるとおり、ウェアラブル端末とスマートフォンとセットで使用するを前提として設定されている料金プランは、複数台目に係る料金プランとして、「有利とする」に該当するかを判断します。</li> </ul>	無
(3) 端末代金の値引き等の利益の提供		

<p>意見6 非回線契約者に対する端末販売拒否が事業法第27条の3等の規律上問題となるのであれば、その旨を本ガイドラインにおいて明記すべき。</p>		
<p>「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」改正案（以下、「ガイドライン」）において、『通信役務の利用』を条件としない（通信契約を行わない状態での）端末販売の拒否について、明確に禁止をしている文言が見当たりません。昨今、総務省において代理店への覆面調査が行われたところではありますが、「20,000円（税抜）を超える利益の提供を通信役務の利用を条件とする状態で行った場合」（いわゆる端末購入プログラムや残価設定型ローン）はガイドライン上禁止とされているものの、一括購入等、利益の提供を行わない状態での端末単体販売においては、ガイドライン上禁止とされておらず、代理店等での「端末単体販売の拒否」はできるものと受け取れます。覆面調査を行い、「端末単体販売の拒否」がガイドライン上問題となるのであれば、一括購入等での利益の提供を行わない状態でも、「通信役務の利用」を条件としない販売拒否をガイドライン上で明確に禁止すべきです。</p> <p>仮想移動体通信事業者（以下、「MVNO」）において、ガイドラインP28の例にある通り、ガイドラインに抵触しない20,000円を下回る割引で「あたかも「通信役務の利用」をしている者のみが端末の購入等を行うことができるような表記が行われる」ことが行われています（インターネットイニシアティブ=IIJmio、オプテージ=mineo等）。特に、家電量販店等で販売しておらず、専らMVNOのみで購入可能なキャリアフリー端末を購入したい場合、MVNOとの契約を行っていない場合は購入ができず、自由な端末の選択を阻害しかねない状態です。独占的に特定の端末を特定の事業者でのみ扱うことは、公平な競争環境として大いに疑問で、独占禁止法に抵触する可能性があるのではないのでしょうか。</p> <p>ガイドラインの策定においては、研究会において各通信事業者を招いての会議等が行われていますが、通信事業者だけでなく、実際の端末メーカーも含めた議論が行われるべきです。ここ最近、「特定の端末を特定の通信事業者にしか納入しない」という手法で、顧客の困り込みを図るケースが出てきています。「通信と端末の分離」を更に加速するためには、通信事業者だけでなく、通信事業者に端末を納入するスマートフォンメーカーの意見も聞いた上で、特定の事業者に囚われない販路を総務省としてサポートしていくことが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業法第27条の3等の規律は、通信役務の利用及び端末の購入の双方を条件とした場合の利益提供の上限等を禁止行為として定めるものです。事業法第27条の3の適用を受ける指定事業者に対して一律に、通信契約を締結していない者（非回線契約者）に対する端末の販売を義務付けるものではありません。</li> <li>○ 他方、形式上、非回線契約者に対して端末を販売し利益提供をすることとしているにも関わらず、実態が伴っておらず、回線契約者に対してのみ端末を販売している場合においては、通信役務の利用及び端末の購入を条件とする利益提供に該当し、通信料金と端末代金の分離に関する規律の対象に含まれるため、利益提供の上限を超える利益の提供が行われている場合には事業法第27条の3の趣旨に反する不適切な端末代金の値引きに該当することとなります。</li> <li>○ 端末メーカーも含めた議論を行うべきとの御意見について、事業法第27条の3の運用等について検証等を行う「競争ルールの検証に関するWG」においては、通信事業者のみならず端末メーカーやその関係団体もヒアリングに招いて議論を行っています。また、本ガイドラインの改正にあたっては、毎度、広く意見公募を実施しており、端末メーカーも改正案について意見を提出することが可能です。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>(3) ②イ 一般的な条件への該当 &lt;具体例&gt;</p>		

<p>意見7 オンラインによる端末の販売等と「通信役務の利用」に関する考え方を整理する本ガイドラインの改正に賛同。</p>		
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、非接触・非対面での生活様式を可能とするサービスの重要性は増大しており、通信サービスにおいてもオンラインでの契約・購入手続等の一層の充実・拡大が求められております。</p> <p>オンラインによる端末の販売等を「通信役務の利用」をする者に限定することは、例外なく「通信役務の利用」を条件としていることに当たる、とする本改正は、オンラインを主要窓口である店舗と同等に位置づけるものであり、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(3) ⑥ウ 通信方式の変更に対応するための端末</p>		
<p>意見8 3G/4Gの共通プランに加入して3Gのみに対応した端末を利用している者についても、特例の対象とすべき。</p>		
<p>本規定では、通信方式の変更に対応するための端末の特例による対照価格以下の利益提供を受ける条件として、対象の契約が「3Gのみに対応した契約又は非VoLTEのみに対応した契約であること」とされていますが、弊社においては3G/4Gの共通契約（プラン）に加入して3G端末や非VoLTE端末を利用しているお客さまについても一定数存在し、当該お客さまにおいても旧通信方式（3G）のサービス終了に伴い端末の利用が不可となります。</p> <p>現行、3G端末や非VoLTE端末を利用しているお客さまであっても、「3G/4Gの共通契約（プラン）で利用しているお客さま」と「3G端末や非VoLTE端末を3Gのみに対応した契約又は非VoLTEのみに対応した契約で利用しているお客さま」との間で特例適用の有無に差異が生じ、利用者間において著しく不公平な状況となっていることから、3G/4Gの共通契約（プラン）に加入している3G端末や非VoLTE端末利用者についても、消費者の救済観点で特例による対照価格以下の利益提供を受ける対象に追加いただくことを要望します。</p> <p>なお、本規定については、令和2年5月29日付「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」改正案に関する意見募集結果（意見8）に対する総務省殿考え方において、以下のとおり、潜脱的な運用が行われるおそれがあるため適用の対象外となっていますが、潜脱的な運用防止が十分と認められる方法が示された場合には見直し検討を行う旨示されています。この点について、弊社では、現に利用している端末については、事業者側で登録されている端末と実際に持ち込まれた端末を照合する等で確</p>	<p>○ いただいた御意見は、今回の改正箇所に対するものではないため、参考として承ります。</p> <p>○ なお、旧通信方式を用いた通信役務以外の通信役務の提供に関する契約に加入している3G端末や非VoLTE端末の利用者のうち、自社の通信役務利用者に限って施行規則第22条の2の16第1項第2号ハの特例の対象とすることは、自社の通信役務利用者を囲い込む効果を生み、事業者間の公正な競争環境を阻害するおそれが高いことから、適当ではないと考えます。</p> <p>○ また、本ガイドライン5(3)⑥ウdの内容は、本特例を利用した利益の提供を行うにあたって、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回ることを要するとしているものです。対象者と契約を締結している事業者のみが、対象者に対して本特例を利用した利益提供を行うことを許容しているものではございません。</p>	<p>無</p>

<p>実を確認することが可能であり、上記の「潜在的な運用防止が十分と認められる方法」をお示しすることが可能です。このため、3G/4Gの共通契約（プラン）に加入している場合であっても、潜脱が発生しない自社内の3G端末や非VoLTE端末の利用者に関しては特例適用の対象としていただくことは過去の総務省殿の考え方に沿っており、適切と考えます。</p> <p>因みに、自社内の利用者のみ特例適用の対象とすることについては、同規定「d 自社の通信役務の利用者と他の電気通信事業者の通信役務の利用者との関係」にて規定されているとおり、ガイドライン上許容されるものと理解しており、その対象に潜脱が発生しない3G/4Gの共通契約（プラン）に加入している3G端末や非VoLTE端末利用者を追加することは、ガイドライン等趣旨を踏まえても認められるべきと考えます。</p> <p>■令和2年5月29日付「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」改正案に関する意見募集結果（意見8）に対する総務省殿考え方</p> <p>「本改正案では、～省略～ 申込みの受付を終了していない移動電気通信役務の利用者が3Gのみに対応した端末を利用している場合については、潜脱的な運用が行われるおそれがあるため、適用の対象として含むことはしていません。</p> <p>その観点から、御意見のような措置についても、現時点で直ちに潜脱的な運用を防止するために十分と認めることはできないものと考えますが、今後、十分と認めることができる方法が示された場合には、本ガイドラインの見直しの検討を行います。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
(3) ⑦イ 調達価格		
<p>意見9 事業者が端末の調達後に端末メーカーから協賛金を受領した場合についても調達価格を変更できるようにすべき。</p>		
<p>本規定では、調達価格を取得価額以外の価格とすることが可能なケースについて、「a 対象設備について明らかに他社に帰すべき外的要因により会計上評価損を計上した場合」、「b 以前の調達より安価に同型機種を調達した場合」及び「c 対象設備の正確な調達価格が定かでない場合」のみ規定されていますが、端末メーカーからの端末調達スキームの中では、端末調達後に当該端末の調達価格に充当する目的で端末メーカーから協賛金等を受領することも商慣習として一般的です。</p> <p>このため、aやbのケースと同様、客観的にその内容を示すことができる関係書類を総務省殿に提出することで、当該ケースについてもその調達価格を取得価額以外の価格</p>	<p>○ いただいた御意見は、今回の改正箇所に対するものではないため、参考として承ります。</p> <p>○ なお、端末メーカーから端末調達後に協賛金を受領した際に調達価格を取得価格とは異なる価格とすることができるとした場合、施行規則第22条の2の16第1項第2号イの特例の適用を受けることができる条件を満たしていない場合であっても、端末メーカーが既に調達済の端末の調達価格を遡及して変更することによって、事後的に端末の値引き等の上限額を変更できることとなり、現行法令の趣旨に反することから、</p>	無

<p>に変更できるように、「d 調達後に端末メーカーから協賛金等を受領することでその調達価格に充当する場合（実質的に在庫分は安価に調達した場合）」等と規定を追記いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本ガイドラインに記載することは適当ではないと考えます。</p>	
<p>その他</p>		
<p>意見 10</p>		
<p>○ NURO 光の営業方法に関する意見（本改正案に対する意見ではないと思われるため、省略します。）</p> <p style="text-align: right;">【個人 3】</p>	<p>○ 本改正案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に情報提供いたします。</p>	<p>無</p>